

平成 28 年 10 月 25 日

外国人雇用の注意点 ～ビザとは～

大村行政書士事務所
代表行政書士 大村名剛（李名剛）

1. はじめに

少子高齢化や経済のグローバル化が進行する中で、日本経済の活性化や国際競争力を高めていくために高度外国人材を活用していくことは国家戦略¹としても進められているところですが、日本国内での採用・国外での採用を問わず、外国人材を雇用する場合には特別な配慮が必要とされます。在留資格(ビザ)や社会保険・税の問題、そしてそれらに係る罰則規定など。例えば、海外で採用したけれどビザが取得できず入国が出来なかったという事例もあります。

本稿では数ある外国人材に係る法的論点の中から、在留資格(ビザ)の申請手続きについて、許認可実務に携わる行政書士としての立場から、**海外にいる外国人を呼び寄せる手続き（在留資格認定証明書交付申請）とその注意点**に焦点を絞ってご説明いたします。

2. 査証と在留資格の違い

日本に滞在するためには、一般に「ビザ」が必要と考えられていますが、外国人が日本に在留・就労等をするために必要な資格を、正確には「**在留資格**」と呼びます。ビザ＝在留資格と誤認されがちですが、本来「ビザ」とは「査証」を指す言葉であり、「査証」と「在留資格」はその用途や意味が異なります。

「査証」は、査証発給機関（日本国領事）が入国審査官に対し「当該外国人は日本へ入国しても問題ないと判断した」ことを示す推薦文書であり、上陸手続きに必要なもの（入国申請を行うための要件の一つ）です。あくまでも推薦文書に過ぎないので、「上陸許可²」が保障される訳ではなく、日本での滞在を許可するためのものではありません。これに対し、日本に滞在し活動するための資格が「在留資格」であり、要件を充足する外国人に対し法務大臣が付与します。

¹ 平成 28 年 6 月 2 日「日本再興戦略 2016」では、「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設や外国人留学生、海外留学生の日本企業への就職支援強化等が盛り込まれています。

² 入国審査官は、日本に上陸しようとする外国人に対して、「出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）」に定める上陸のための要件を満たしているかを審査します。なお査証は空港で上陸の許可を得れば用済み・以後無効となります。

本稿では出来る限り分かりやすく説明するため、「ビザ=在留資格の意味」として記述していますが、実務に携われるご担当様は混同されないようご注意ください。

3. 在留資格とその類型

外国人が日本国内で活動を行うには、適法な在留資格が必要です。

在留資格とは、外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活動等を類型化したもので、詳細は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）とその下位命令により規定されています。現在は計 27 種類の在留資格が定められており、大きく「活動に基づく在留資格」と「身分又は地位に基づく在留資格」に分けられます。

外国人は、規定された在留資格のいずれかに該当していないと日本で活動することができません。また、日本に在留する外国人は、自分の在留資格の許容する活動範囲を超えたり、活動内容を勝手に変更して、収入を伴う事業を運営したり報酬を伴う活動を行うことは認められません。

各在留資格の詳細については、別紙【在留資格一覧表】をご参照ください。

4. 在留資格の選択と申請手続き

海外にいる外国人を日本に呼び寄せる手続きを、正式には「**在留資格認定証明書交付申請**³」と呼び、入国管理局に対し申請を行います。申請にあたっては、まず在留資格（申請するビザの種類）を選択しなければなりません。在留資格の選択については、「**該当性**」と「**要件**」が重要なポイントとなります。

「**該当性**」とは、外国人が日本において行う活動が、予め用意された 27 種類の在留資格の活動に該当するか否かです。例えば、エンジニアやマーケティング業務従事者のための在留資格である「**技術・人文知識・国際業務**」の活動は、下記のように定められています。

⁴本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野（注 1）若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野（注 2）に属する技術若しくは知識を要する業務 又は 外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

³ 法務省 出入国管理及び難民認定法関係手続「在留資格認定証明書交付申請」
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>

⁴ 出所：出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）別表第一の二

(注1) 自然科学の代表的なものは、以下のとおり。

数理学、物理科学、化学、生物科学、人類学、地質科学、地理学、地球物理学、科学教育、統計学、情報学、核科学、基礎工学、応用物理学、機械工学、電気工学、電子工学、情報工学、土木工学、建築学、金属工学、応用化学、資源開発工学、造船学、計測・制御工学、化学工学、航空宇宙工学、原子力工学、経営工学、農学、農芸化学、林学、水産学、農業経済学、般業工学、畜産学、獣医学、蚕糸学、家政学、地域農学、農業総合科学、生理科学、病理科学、内科系科学、外科系科学、社会医学、歯科学、薬科学

(注2) 人文科学の代表的なものは、以下のとおり。

語学、文学、哲学、教育学（体育学を含む）、心理学、社会学、歴史学、地域研究、基礎法学、公法学、国際関係法学、民事法学、刑事法学、社会法学、政治学、経済理論、経済政策、国際経済、経済史、財政学・金融論、商学、経営学、会計学、経済統計学

この場合、外国人が従事する業務の内容が、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」又は「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」いずれにも該当していなければ、「在留資格該当性がない」として「技術・人文知識・国際業務」のビザは許可されません。

また「要件」とは、在留資格を申請する上でクリアしなければならない条件をいいます。例えば、エンジニアやマーケティング業務従事者のための在留資格である「**技術・人文知識・国際業務**」の場合には、下記のような基準があります。

●**基準第1号**⁵

申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。

- イ：当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ロ：当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。
- ハ：十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

⁵ 出所：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年5月24日法務省令第16号）

●基準第2号

申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。

- イ： 翻訳,通訳,語学の指導,広報,宣伝又は海外取引業務,服飾若しくは室内装飾に係るデザイン,商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。
- ロ： 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし,大学を卒業した者が翻訳,通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は,この限りではない。

●基準第3号

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

「技術・人文知識・国際業務」の場合には、いずれの基準にも該当している必要があり、審査の結果、要件を満たさないと判断されれば「技術・人文知識・国際業務」のビザは許可されません。

申請に際しては、これら在留資格該当性があること、基準適合性があることを立証するための資料を添付する必要がありますが、審査の結果、無事に許可されれば「**在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility)**」が交付されます。これは当該外国人が日本において行おうとする活動が上陸のための条件に適合しているかどうかについて審査を行い、適合すると認められる場合に法務大臣により交付される証明書ですが、この「在留資格認定証明書」を在外日本公館に提示して査証の申請を行うことにより、迅速な査証の発給を受けることができ、外国人の速やかな日本へ上陸が実現されます。

5. 終わりに

日本に在留する外国人の数は近年急増しており、もはや "人材" としてだけでなく "国家の準構成員" として、社会システムにおいて広範な分野で機能しています。

しかしながら、税や社会保障の問題、文化の違いによる休暇や人事考課制度でのトラブルなど、課題がますます高度化・複雑化していく国際社会のなかで、単純な知識不足や思い込みによって不首尾に終わる企業も少なくありません。

外国人雇用に係る論点は多岐にわたりますが、なかでも在留資格はその最たるものであり主幹となるものです。今回の論点以外にも、在留期限や就労制限、一時帰国の問題や婚姻等による身分変動、帰化・永住、「不法就労助長罪」等の使用者側の罰則など多くの解決すべき課題があり、外国人材を活用される企業においては、さらなるコンプライアンスの実践が求められています。

以上

別紙

【在留資格一覧表（活動に基づく在留資格）】

在留資格 ⁶	本邦において行うことができる活動 ⁷	該当例	在留期間 ⁸
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員，条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使，公使，総領事，代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員，国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年，3年，1年，3月，30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年，3年，1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家，画家，著述家等	5年，3年，1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年，3年，1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者，カメラマン	5年，3年，1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって，我が国の学術研	ポイント制による高度人材	1号は5年，2号は無期限

⁶ 出所：出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第一の一から五

⁷ 出所：出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第一の一から五

⁸ 出所：出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別表第二

	<p>究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究, 研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究, 研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 <p>2号</p> <p>1号に掲げる活動を行った者であつて, その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究, 研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 		
--	--	--	--

	<p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動（2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>		
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学	5年、3年、1年又は3月

	は知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。）	教師，マーケティング業務従事者等	
企業内転勤	本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年，3年，1年又は3月
興行	演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等	3年，1年，6月，3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機の操縦者，貴金属等の加工職人等	5年，3年，1年又は3月
技能実習	1号 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活	技能実習生	1年，6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

	<p>動を含む。)</p> <p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>2号</p> <p>イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>		
文化活動	<p>収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）</p>	<p>日本文化の研究者等</p>	<p>3年、1年、6月又は3月</p>
短期滞在	<p>本邦に短期間滞在して行う観光、保養、</p>	<p>観光客、会議</p>	<p>90日若し</p>

	スポーツ, 親族の訪問, 見学, 講習又は 会合への参加, 業務連絡その他これらに 類似する活動	参加者等	くは30日 又は15日 以内の日を 単位とする 期間
留学	本邦の大学, 高等専門学校, 高等学校(中 等教育学校の後期課程を含む。)若しく は特別支援学校の高等部, 中学校(義務 教育学校の後期過程及び中等教育学校 の前期課程を含む。)若しくは特別支援 学校の中学部, 小学校(義務教育学校の 前期過程を含む。)若しくは特別支援学 校の小学部, 専修学校若しくは各種学校 又は設備及び編制 に関してこれらに準 ずる機関において教育を受ける活動	大学, 短期大 学, 高等専門 学校, 高等学 校, 中学校及 び小学校等の 学生・生徒	4年3月, 4年, 3年 3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年 3月, 1年, 6月又は3 月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられ て行う技能等の修得をする活動(この表 の技能実習1号, 留学の項に掲げる活動 を除く。)	研修生	1年, 6月 又は3月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留 資格をもって在留する者(技能実習を除 く。)又はこの表の留学の在留資格をも って在留する者の扶養を受ける配偶者 又は子として行う日常的な活動	在留外国人が 扶養する配偶 者・子	5年, 4年 3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年 3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月 又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に 指定する活動	外交官等の家 事使用人, ワ ーキング・ホ リデー, 経済 連携協定に基 づく外国人看 護師・介護福 祉士候補者等	5年, 3年, 1年, 6月, 3月又は法 務大臣が 個々に指定 する期間 (5年を超 えない範 囲)

【在留資格一覧表（身分又は地位に基づく在留資格）】

在留資格 ⁹	本邦において有する身分又は地位 ¹⁰	該当例	在留期間 ¹¹
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年, 3年, 1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年, 3年, 1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

⁹ 出所：出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第二

¹⁰ 出所：出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第二

¹¹ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別表第二

<問い合わせ先>

大村行政書士事務所 代表

特定行政書士・申請取次行政書士 大村名剛（李名剛）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 4 階

TEL : 03-6890-1447

FAX : 03-6890-1158

E-MAIL : info@omuraoffice.jp

URL : <https://omuraoffice.jp>

在日コリアン 3 世。

外国人ビザや対日投資、渉外戸籍事務などを専門に扱う。

掲載日 : 2016 年 11 月 9 日